

森林管理制度（市への管理委託）

富士市より「森林管理制度」という書類が届く方がいらっしゃるかと思います。

当組合でも 富士市 より委託され「経営管理制度」に基づいた山林整備を令和 2 年度より行っております。

「森林経営管理制度」とは

森林所有者

市町村

意欲と能力のある
林業経営者



①市から森林所有者に対して、所有森林の今後の経営管理について意向確認いたします。

②市に経営管理を委託したいと回答いただいたときは、市と協議の上、経営管理の委託手続きを行います。

③市は、意欲と能力のある林業経営者に、経営管理を再委託します。

※森林所有者の費用負担はありません。森林所有者は費用負担なく、所有森林の整備が可能になります。

組合員のための森林組合（組合への管理委託）

「森林管理制度」の対象の是非に関わらず、森林組合に直接山林の管理を委託していただくことでも国、県、市からの補助金を利用し森林整備を行うことが可能です。

森林管理制度で市に山林の管理を委託する場合も直接森林組合に森林管理を委託する場合も適正に森林を管理できることには変わりはありませんが、市に管理を任せる場合は**森林組合以外の林業経営体**が山林の整備をする可能性があります。

森林組合が組合員の皆様の山林を整備する際は**組合員価格**で整備させていただき、必要経費が少なくなりますので結果的に山林収入が多くなります。

富士市森林組合では**資格を有した認定森林施業プランナー4人**が皆様の山林管理を実施しており、お見積りも作成できますのでご興味のある方は一度ご連絡ください。